

平成24年度

科学研究費助成事業 - 科研費 - 公募要領

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）

- 学術定期刊行物、学術図書、データベース -

平成23年9月1日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、平成24年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）「研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

科学研究費助成事業（科学研究費補助金（研究成果公開促進費））
の概要
公募の内容
応募される方へ
既に採択されている方へ
研究機関の方へ

により構成しています。

このうち、「公募の内容」においては、公募する種目に関する対象及び事業期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「応募される方へ」、「既に採択されている方へ」及び「研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続き」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

今回の公募は、平成24年度概算要求前ではありますが、できるだけ早く各事業の代表者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

平成23年度から科研費の一部研究種目について、文部科学省から交付される補助金により日本学術振興会に「学術研究助成基金」を創設しました。

これに伴い、学術研究助成基金助成金（「科研費（基金分）」）と従来の科学研究費補助金（「科研費（補助金分）」）をあわせて「科学研究費助成事業」として実施し、「科研費」と称して取り扱うこととなりますが、「科学研究費助成事業」は、これまでの「科研費」の目的・性格を変えるものではありません。

なお、「研究成果公開促進費」は、従来の科学研究費補助金（「科研費（補助金分）」）による事業として実施します。

<平成24年度における主な変更点>

学術定期刊行物の額の確定方法を変更しました。(7頁参照)

実績報告の際に刊行事業に関する収入額が、刊行事業に関する支出額を超えた場合には、超えた額の半額又は全額を減額することとしました。

また、これに伴い、当該刊行物の刊行事業支出及び刊行事業収入を全て記載していただくよう計画調書の様式を変更しました。

データベースの「入力作業委託費見積書」及び「CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費見積書」の提出要件を変更しました。(17頁参照)

「入力作業委託費見積書」については100万円を超える場合、「CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費見積書」については250万円を超える場合に限り提出していただくこととしました。

目 次

科学研究費助成事業 - 科研費 - (研究成果公開促進費) の概要

1	研究成果公開促進費の目的・性格	1
2	種目	1
3	研究成果公開促進費に関するルール	1

公募の内容

1	公募する種目	3
2	応募から交付までのスケジュール	3
	(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	3
	(2) 応募書類提出後のスケジュール(予定)	4
	(3) 応募書類受付会場案内図	5
3	各種目の内容	
	学術定期刊行物	6
	(1) 対象	6
	(2) 応募区分	6
	欧文誌	
	特定欧文総合誌	
	欧文抄録を有する和文誌	
	(3) 応募対象経費	7
	(4) 事業期間	7
	(5) その他の留意点	7
	学術図書	8
	(1) 対象	8
	(2) 応募対象経費	8
	(3) 事業期間	8
	(4) その他の留意点	9
	データベース	9
	(1) 対象	9
	(2) 応募区分	9
	研究成果データベース	
	学術誌データベース	
	(3) 応募対象経費	10
	(4) 事業期間	11
	(5) その他の留意点	11

応募される方へ

1	応募の前に行っていただくべきこと	12
	(1) 学術定期刊行物	12
	(2) 学術図書	12
	(3) データベース	12
2	応募書類の作成・応募方法等	12
	(1) 学術定期刊行物	12
	応募に必要な書類及び提出部数	
	応募書類作成に当たって留意していただくべきこと	
	(2) 学術図書	14

応募に必要な書類及び提出部数 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと	
(3) データベース	16
応募に必要な書類及び提出部数 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと	
(4) 審査希望分野の選定	18

既に採択されている方へ	19
-------------	----

研究機関の方へ

1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと	20
(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き	20
(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出	20
(3) 公募要領の内容の周知	21
2 応募書類のとりまとめに当たって確認していただくべきこと	21
(1) 応募資格の確認	21
(2) 応募代表者への確認	21
3 応募書類の取りまとめ	21
4 応募書類の提出等	23
(参考1) 審査等	24
(参考2) 科学研究費補助金取扱規程	25
(参考3) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領	32
(参考4) 平成23年度科研費（補助金分・基金分）の交付状況等	40
1 平成23年度科研費（補助金分・基金分）の交付状況	40
2 平成23年度科研費（研究成果公開促進費）の交付状況	42
問い合わせ先	43

【参考】 別冊は、下記の内容となっていますので参照してください。

<別冊>

平成24年度科学研究費助成事業 - 科研費 - 公募要領 科学研究費補助金（研究成果公開促進費）
- 学術定期刊行物、学術図書、データベース - （応募書類の様式・記入要領）

応募代表者が作成する様式

- 1 学術定期刊行物（別冊 ）
 - ・ 「計画調書」
 - ・ 「応募カード」(注)
 - ・ 「直接出版費見積書<学術定期刊行物用>」

- 2 学術図書（別冊 ）
 - ・ 「計画調書」
 - ・ 「応募カード」(注)
 - ・ 「見積書<学術図書刊行用>」
 - ・ 「見積書<学術図書翻訳・校閲用>」
 - ・ 「発行部数積算書」

- 3 データベース
 - 研究成果データベース（別冊 ）
 - ・ 「計画調書」
 - ・ 「応募カード」(注)
 - ・ 「見積書<入力作業委託費>」
 - ・ 「見積書<CD-ROM,DVD-ROM 等作成委託費>」

 - 学術誌データベース（別冊 ）
 - ・ 「計画調書」
 - ・ 「応募カード」(注)
 - ・ 「見積書<入力作業委託費>」
 - ・ 「見積書<CD-ROM,DVD-ROM 等作成委託費>」

研究機関が作成する様式

- ・ 「応募書類の提出書」様式 T - 5 1
- ・ 「計画調書(表紙)」様式 T - 5 2
- ・ 「応募カード(表紙)」様式 T - 5 3

本会ホームページ（<http://www.jsps.go.jp>）において、各様式のPDFファイル及び書き込み可能なファイルを掲載しています。

(注) 「応募カード」は、必ず本会ホームページにおいて掲載したExcelファイルをダウンロードして作成してください。

科学研究費助成事業 - 科研費 - (研究成果公開促進費) の概要

1 研究成果公開促進費の目的・性格

科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

2 種目

研究成果公開促進費には、次の種目があります。

種 目	目 的 ・ 内 容	応募、審査及び 交付の業務主体
研究成果公開促進費		
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	文 部 科 学 省
学術定期刊行物	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成	日本学術振興会
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	日本学術振興会
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	日本学術振興会

3 研究成果公開促進費に関するルール

- (1) 研究成果公開促進費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」「(以下、「適正化法」という。)」、「科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(平成15年規程第17号)」等の適用を受けるものです。
- (2) 研究成果公開促進費には次の3つのルールがあります。
 応募ルール：応募・申請に関するルール
 評価ルール：事前評価(審査)に関するルール
 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール
- (3) これらのルールは、今回、文部科学省及び日本学術振興会が公募する研究成果公開促進費に関し、次のように適用されます。

種 目	応募ルール	評価ルール	使用ルール
研究成果公開発表	文部科学省 公 募 要 領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程	文部科学省 【応募者向け】 補助条件
学術定期刊行物 学術図書 データベース	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程 平成24年度の評価ルールは10月上旬頃公表予定	日本学術振興会 【応募者向け】 補助条件 *【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等

注) *は「学術図書」「データベース(研究成果データベース)」について、代表者が科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関に所属する場合に該当します。

(4) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける者には、法令及び使用ルール（補助条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、科研費の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、「学術図書」「データベース（研究成果データベース）」について、代表者が研究機関に所属する場合には、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、代表者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出については納品検査を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に關与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

代表者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(5) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（補助金分）は、応募に当たって事業期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の事業課題は、当該期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

また、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(6) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、補助事業を実施した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

(7) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為を行った代表者等については、一定期間、科研費を交付しないこととしています。（詳細については、「（参考2）科学研究費補助金取扱規程」（25～31頁）、「（参考3）独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」（32頁～39頁）を参照してください。）

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される代表者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する代表者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

公募の内容

今回の公募は、できるだけ早く代表者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成24年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によっては、今後、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

1 公募する種目

今回、日本学術振興会が公募する種目は次のとおりです。

「学術定期刊行物」、「学術図書」及び「データベース」

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究機関に所属する代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究機関に所属する者（機関管理となる者）が応募しようとする場合 （詳細は、20頁「研究機関の方へ」を参照）	研究機関に所属しない者（機関管理とならない者）が応募しようとする場合
平成23年 9月1日（木）～ 公募開始	所属する研究機関が全ての応募書類を取りまとめて提出することになりますので、所属研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出してください（ <u>直接本会へ提出されても審査に付されません</u> ）。	「学術定期刊行物」、「データベース（学術誌データベース）」及び左記に該当しない場合の「学術図書」、「データベース（研究成果データベース）」については、応募者が自ら取りまとめて提出してください。
	<p>[応募者] 応募書類の作成及び確認</p> <p>↓ 提出</p> <p>[研究機関] 応募書類の確認及び取りまとめ</p> <p>↓ 提出</p>	<p>[応募者] 応募書類の作成及び確認</p> <p>↓ 提出</p>
<u>11月16日（水）</u> <u>午後4時30分</u> <u>提出期限</u>	[日本学術振興会] 応募書類の受付	[日本学術振興会] 応募書類の受付

< 応募書類を持参する場合 >

平成23年11月11日（金）～11月16日（水）【土日を除く】

（午前9時30分～正午まで 及び 午後1時～午後4時30分まで【時間厳守】）

受付場所：独立行政法人日本学術振興会 一番町事務室 1F会議室

（一番町F Sビル内）（予定）

5頁「(3) 応募書類受付会場案内図」を参照してください。

< 応募書類を送付する場合 >

郵便等送付先：〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（一番町F Sビル）

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第二課
「研究成果公開促進費」応募受付担当

応募書類の送付に当たっては、配達が可能である方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）で平成23年11月11日（金）～11月16日（水）に到着するように、余裕を持って発送してください。

なお、送付された応募書類のうち、平成23年11月15日（火）までに発送したことが証明できる場合に限り、11月17日（木）に到着したものまで受理します。

封筒等の表には、種目ごとに「研究成果公開促進費（各種目名を記入）計画調書在中」と朱書きしてください。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

平成23年12月～

平成24年 3月

審査

平成24年 4月上旬

交付内定

4月下旬

交付申請

6月中旬

交付決定

6月下旬

送金（学術図書については、補助事業完了後）

3 各種目の内容

学術定期刊行物

(1) 対象

我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等（以下「学術団体等」という。）が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制^(注1)等により質の保証された原著論文の発信を目的として**定期的に刊行する学術誌**^(注2)

なお、以下に該当するものは公募の対象となりません。

出版社の企画によって刊行するもの

各年度の補助要求額が100万円未満のもの

全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの

購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの

刊行事業に関する支出に占める補助要求額の割合が、原則として50%以上であるもの

過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

^(注1)「レフェリー制」については、学術団体等が学術誌を刊行する上で、投稿された論文について査読等を行うことを規程等で定め、実施しているものをいいます。

^(注2)「電子媒体」、「紙媒体」又はその「両方」のいずれの場合でも応募することができます。

(2) 応募区分

学術定期刊行物では、次の3つの区分により公募します。

欧 文 誌：

年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%以上であるもの。

特定欧文総合誌：

複数の学会等が協力体制をとって刊行（学会等の統廃合などにより同等の協力体制がとられているものを含む。）する国際競争力の高い欧文誌で、次に掲げる条件をすべて満たすもの。

a) 参加する団体及び出版社が明確であるもの

b) 作成及び販売における協力体制が確立しているもの

c) 査読や編集の委員に専門の外国人を採用するなど、欧文誌の高度化を図っているもの

d) 年4回以上発行しているもの

e) 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%であるもの

f) 1回の発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの

審査は、「欧文誌」としても採択が可能なものについて、「特定欧文総合誌」としての条件を満たし、応募しているものを対象に行います。また、新たに創刊し間もないもの（3年まで^(注)）については、その後の計画も含めて総合的に審査をします。なお、「特定欧文総合誌」として採択されたものについては、重点的な助成に配慮するものとします。

^(注)平成20年9月1日以降に創刊されたものが対象となります。

欧文抄録を有する和文誌：

欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%未満であるもの。原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る。

(3) 応募対象経費

対象となる経費は、学術誌の刊行に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

直接出版費のうち以下のa)～f)の経費（電子媒体はa)の経費が該当）

- a) 組版代 b) 製版代 c) 刷版代 d) 印刷代
e) 用紙代 f) 製本代

欧文校閲費（ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び応募団体に参加している者への支出は対象となりません。）

閲読審査等を海外のレフェリーへ依頼する際の往復の郵送料

(4) 事業期間 1～4年間

(5) その他の留意点

出版社等の選定に際しては、事前に**競争入札を行うか**(注)又は**複数の出版社等から見積書を徴した上で選定**してください。

(注)平成24年度の事業を遂行する上で、下記に示した契約の締結を要するものについては、競争入札により契約の相手方を選定する必要がありますので、採択後の当該事業を開始しようとする時まで、競争入札に係る事務手続きを行わなければなりません。

【競争入札を要する契約】

- ・「直接出版費」に係る契約が、1件につき250万円を超える場合。
- ・「欧文校閲費」に係る契約が、1件につき100万円を超える場合。

採択された課題については、実績報告において額の確定の際、刊行事業に関する収入の実績報告の金額が、刊行事業に関する支出の実績報告の金額を超えることとなる場合には、超えた額の半額又は全額を減額するものとします(注)。減額する額については、以下の通りです。

- a) 科研費を含んだ刊行事業に関する収入の額が刊行事業に関する支出を超えることとなった主たる理由が自助努力であると認められるものについては、超えた額の半額
- b) 科研費を含んだ刊行事業に関する収入の額が刊行事業に関する支出を超えることとなった主たる理由が自助努力であると認められないものについては、超えた額の全額

なお、減額する額が交付決定額を超える場合は、交付決定額の全額を減額した額で確定をいたします。

(注) 科研費を含んだ刊行事業に関する収入の額が刊行事業に関する支出を超えた額が交付決定額の10%以下の場合には、減額を行わないこととします。

【自助努力として認められる理由の具体例】

- ・会員数の増加によるもの
- ・売上げの増加によるもの
- ・広告料の増加によるもの
- ・論文掲載数の増加によるもの
- ・効率的な調達等による経費節減によるもの

【自助努力として認められない理由の具体例】

- ・発行回数を減らすことによるもの
- ・論文掲載数を減らすことによるもの
- ・刊行収入の見込額の算定が適切ではなかったことによるもの

学術図書

(1) 対象

個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもの（CD-ROM 又は DVD-ROM 等を媒体としたものについても対象とします。）

< 刊行のみ行うもの >

研究成果の論文等について、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

< 翻訳・校閲の上、刊行するもの >

日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

なお、以下に該当するものは公募の対象となりません。

既に類似の成果が刊行されているもの

既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの

学術研究の成果とは言い難いもの

大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの

出版社等の企画によって刊行するもの

市販しないもの

十分に市販性があるもの

(2) 応募対象経費

対象となる経費は、学術図書の刊行に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

翻訳・校閲経費（ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者への支出は対象となりません。）

直接出版費のうち以下の a) ~ g) の経費

a) 組版代 b) 製版代 c) 刷版代 d) 印刷代

e) 用紙代 f) 製本代

g) CD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成に係る経費（マスター作成代、ディスク代、製版代）

ただし、応募できる刊行経費の上限額は下記のとおりとします。

「応募上限額」は、直接出版費（印刷に係る経費）から図書の売上げ収入見込みを差引いた、当該学術図書を刊行するために必要とされる経費として要求できる科研費の上限額です。

応募上限額 = 直接出版費（税込） - { 定価（税込）× 0.7 × 0.5 × （発行部数 × 0.6） }

0.7 = 卸売係数 0.5 = 原価率 0.6 = 売上率

(3) 事業期間

「刊行のみ行うもの」 1年間（刊行は平成25年2月28日まで）

「翻訳・校閲の上刊行するもの」 1～2年間

a) 平成25年2月28日までに、翻訳・校閲から刊行まで完了するものは1年間

b) 平成25年2月28日までに翻訳・校閲を行い、平成26年2月28日までに刊

行するものは2年間（ただし、出版社等への原稿渡しは、平成25年4月1日以降とします。）

翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しは、平成24年4月1日より前のものは公募の対象となりません。

翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しを6月30日までに行えること（ただし、採択後に、応募の際に予期できなかった事情により原稿渡しが遅れる場合は、日本学術振興会に相談すること。）

(4) その他の留意点

卸売価格は、原価を下回することはできません。

発行部数のうち市販以外の部数は30部までとします。

科研費による刊行は無印税とし、著者・编者・著作権者は、一切の利益を受けることができません。

データベース

(1) 対象

我が国の学術研究の動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするもの

(2) 応募区分

データベースでは、次の2つの区分により公募します。

研究成果データベース：

ア 個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ、学術的価値が高く、次の条件をすべて満たすもの

- a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの
 - ・ 我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野
 - ・ 国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野
 - ・ 国内で学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野
 - ・ 国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野
- b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの
- c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの
- d) データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること
- e) 学術誌データベースが対象とするものではないこと

イ なお、採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継

続的な助成を行うものを「**重点データベース**」とし、その他を「**一般データベース**」とします。

「**重点データベース**」として採択されたものについては、事業期間（最長5年）を限度とした内約期間及び内約額を提示するものとします。

学術誌データベース：

ア 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等（以下「**学術団体等**」という。）が作成するデータベースで、**学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するもので、学術的価値が高く、次の条件をすべて満たすもの**

- a) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の電子アーカイブ事業であること（学術定期刊行物としても採択されるような学術誌であること）
- b) 当該データベースの公開が継続できることが見込まれること
- c) データベースを流通させるためのシステムを既に有する又は他のシステムを活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、電子化された学術誌の公開計画が明確なもの

イ なお、採択されたもののうち、特に早期のデータベース構築が望まれるものについては、重点的かつ継続的な助成を行うこととし、事業期間（最長5年）を限度とした内約期間及び内約額を提示するものとします。

(3) 応募対象経費

対象となる経費は、データベースの作成に必要となる経費のうち、次に該当する経費のみとなります。なお、CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費については、公開目的のものを対象とします。また、データ収集・整理を行うための経費、システム開発・管理を行うための経費は補助対象となりません。

研究成果データベース：

研究成果データベースの作成に直接必要となる経費のうち以下の a) ~ g) の経費（ただし、a) ~ c) については、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者（作成分担者等）への支出は対象となりません。）

- a) 入力作業協力に対する人件費・謝金（入力作業への協力をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費）
- b) 入力作業委託費
- c) 著作権使用料
- d) 国内連絡旅費（10万円程度までとします）
- e) 消耗品費
- f) CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費（マスター作成代、ディスク代、製版代）
- g) その他（複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費等）

学術誌データベース：

学術誌データベースの作成に直接必要となる経費のうち以下の a) ~ f) の経費（ただし、a) ~ c) については、当該事業の主体となる応募者本人及び応募団体に参加している者（作成分担者等）への支出は対象となりません。）

- a) 入力作業協力に対する人件費・謝金（入力作業への協力をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費）

- b) 入力作業委託費
- c) 著作権使用料
- d) 消耗品費
- e) CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費(マスター作成代、ディスク代、製版代)
- f) その他(複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費等)

(4) 事業期間 1～5年間

(5) その他の留意点

入力作業委託業者、CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託業者の選定に際しては、事前に**競争入札を行うか**(注)又は**複数の業者から見積書を徴した上で選定してください**。

(注) 平成24年度の事業を遂行する上で、下記に示した契約の締結を要するものについては、競争入札により契約の相手方を選定する必要がありますので、これに係る事務手続きを行わなければなりません。

[競争入札を要する契約]

- ・「入力作業委託」「その他(複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費等)」に係る契約が、1件につき100万円を超える場合。
- ・「消耗品」の購入に係る契約が、1件につき160万円を超える場合。
- ・「CD-ROM、DVD-ROM 等作成委託」に係る契約が、1件につき250万円を超える場合。

応募される方へ

1 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に下記の応募資格を満たしていることを確認してください。

(1) 学術定期刊行物

刊行事業の主体となる学術団体等（所在地が日本国内にあるものに限る）の代表者
ただし、当該学術団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。

(2) 学術図書

刊行又は翻訳・校閲事業の主体となる個人又は研究者グループ等の代表者で以下の条件をすべて満たす著作権者

応募時から補助事業が完了するまでの間、日本国内に居住している者
応募時に「**完成した原稿等**」(注)を提出することが可能な者

(注)「**完成した原稿等**」とは、刊行のみを行う場合は、出版社等へ原稿を渡して組版等の作業に取りかけられる状態の原稿を指し、翻訳・校閲の上、刊行を行う場合は、翻訳者・校閲者に原稿を渡して翻訳・校閲作業に取りかけられる状態の原稿を指します。

(3) データベース

研究成果データベース：データベース作成事業の主体となる個人又は研究者グループ等の代表者（応募時から補助事業が完了するまでの間、日本国内に居住している者に限る）

学術誌データベース：データベース作成事業の主体となる学術団体等（所在地が日本国内にあるものに限る）の代表者

ただし、学術団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。

2 応募書類の作成・応募方法等

(1) 学術定期刊行物

応募に必要な書類及び提出部数

応募に必要な書類	提出部数
学術定期刊行物計画調書	5部（正1部、副4部） 副のうち1部はクリップでとめる
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部（正1部、副9部） 15部（正1部、副14部） 副のうち1部はクリップでとめる
「経理管理及び監査体制」についての添付資料（経理管理関係規則）	5部
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部 15部

応募カード	1部
見積書	5部(正1部、副4部)
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部)
その他の審査資料 (1)最新刊行物 (2)学会等会則 A (3)投稿規程 B (4)最新年度決算書 C (応募対象の刊行事業のみに係る収支計算書が別にある場合は、併せて提出すること。) (5)レフェリー制等の規程 D (閲読審査等について定めた規程、基準、指針等。)	各1部

応募書類に含まれる個人情報、科研費の業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、採択された課題については、刊行物名、代表者氏名、交付予定額等を公開します。

応募書類作成に当たって留意していただくべきこと

1) **公募の対象とならない事業でないことを確認してください。(6頁参照)**

2) **応募に際して、審査希望分野を選定すること**

「(4)審査希望分野の選定」(18頁)を参照してください。

3) **刊行物の名称は、原則として変更できません。**

4) 科研費の交付を受けて刊行した学術誌については、平成24年度の事業完了後に、一式を日本学術振興会に提出する必要があります。

5) **応募書類は「学術定期刊行物計画調書作成・記入要領」及び「学術定期刊行物応募カード作成・記入要領」に従い作成してください。**

また、計画調書の副は、正(記名押印又は署名したもの)の写しで構いませんが、両面印刷し、所定の様式どおりに作成してください。

見積書の副は、正(出版社等から徴したもの)の写しを提出してください。見積書は選定した出版社等の見積書のみ提出してください。

6) **「応募カード」に基づいて審査資料を作成しますので、応募カード作成の際は、所定の様式を日本学術振興会のホームページからダウンロードのうえ、作成記入上の注意に従って作成することとし、計画調書に記載した内容と異なったり、記入漏れ等が無いようにしてください。誤記入、記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。**

7) **「「経理管理及び監査体制」についての添付資料(経理管理関係規則)」及び「その他の審査資料」でA4判サイズ以外のものは、A4判に拡大・縮小コピーを行うか、A4判の大きさの台紙に貼り付けるなどして、A4判に統一してください。**

8) 「その他の審査資料」の(2)~(5)については、複数枚ある場合は散逸しないように綴じ合わせ、資料の表紙(1ページ目)右上に丸囲みのアルファベット(A~D)を記載してください。

9) 「その他の審査資料」について、やむを得ない事情により**提出できない資料がある場合は、必ず計画調書の所定の記入欄に、提出できない資料とその理由を記入してください。**

(2) 学術図書

応募に必要な書類及び提出部数

応募に必要な書類	提出部数
学術図書計画調書	5部（正1部、副4部） 副のうち1部はクッパでとめる
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部（正1部、副9部） 15部（正1部、副14部） 副のうち1部はクッパでとめる
応募カード	1部
見積書	5部（正1部、副4部）
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部（正1部、副9部） 15部（正1部、副14部）
その他の審査資料 ・完成した原稿等の写し ・発行部数積算書	} 各1部

応募書類に含まれる個人情報、科研費の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、採択された課題については、刊行物名、代表者氏名、交付予定額等を公開します。

応募書類作成に当たって留意していただくべきこと

- 1) 公募の対象とならない事業でないことを確認してください。（8頁参照。）
- 2) 応募に際して、審査希望分野を選定すること
「(4)審査希望分野の選定」（18頁）を参照してください。
- 3) 平成25年2月28日までに刊行又は翻訳・校閲が行えること
なお、翻訳・校閲を行うものにあつては、平成26年2月28日までに刊行できる者に限る。
- 4) 「完成した原稿等」については、応募後に校正の範疇を超えて修正することはできません。
ただし、採択後、応募者及び出版社等の意思とは関係のない外的要因の発生により内容を変更する必要がある場合は、日本学術振興会に相談してください。（43頁「問い合わせ先」を参照。）
- 5) 刊行物の名称は、原則として変更できません。
- 6) 応募書類の作成、提出に当たり、出版社等の代行は認めません。
- 7) 複数の著作権者がいる場合、応募代表者は、著作権者全員から委任状を徴した上で応募してください。
- 8) 刊行及び翻訳・校閲の対象となっている論文等に、他者の論文等を引用している部分があり、かつ引用した論文等の著作権者の許諾を受ける必要がある場合は、必ず利用許諾を受けた上で、応募してください。
- 9) 出版社等及び翻訳者・校閲者と、本科研費の目的・性格等について事前に十分協議を行った上で、応募書類を作成してください。また、出版社等の選定に際しては、事前に複数の出版社等から見積書を徴した上で選定してください。見積書は選定した出版社等のみ提出してください。
なお、見積価格の適切性について、専門家による検証結果を参考にし、査定を行います。

- 10) 過去に科研費を受けて刊行した図書と同一体系の図書であっても、8頁の(1) ~ の項目に該当しない場合であれば、当該年度において応募された個々の図書の学術的価値に基づいて審査されます。
- 11) 科研費の交付を受けて刊行等を行う場合には、次のことに注意してください。
- a) 科研費は、当該年度の補助事業（刊行のみ、翻訳・校閲のみ、翻訳・校閲及び刊行）の完了後に精算で支払われます。
 - b) 科研費の交付を受けて刊行した図書については、そのうち1冊を日本学術振興会に提出する必要があります。
- 12) **完成した原稿等の写し**については、原稿が散逸しないよう、**必ず製本（原則としてA4判、市販のファイルに綴じて可）し、表紙に表題及び応募者名を記入したものを提出**してください。なお、審査の結果、採択されなかった者であらかじめ返却を希望する者に対しては、審査結果の通知時に返却します。
- 13) 応募書類は「**学術図書計画調書作成・記入要領**」及び「**学術図書応募カード作成・記入要領**」に従い作成してください。
- また、計画調書の副は、正（記名押印又は署名したもの）の写しで構いませんが、両面印刷し、所定の様式どおりに作成してください。
- 見積書の副は、正（出版社等から徴したもの）の写しを提出してください。
- 14) 「**応募カード**」に基づいて審査資料を作成しますので、応募カード作成の際は、所定の様式を日本学術振興会のホームページからダウンロードのうえ、作成記入上の注意に従って作成することとし、計画調書に記載した内容と異なったり、記入漏れ等が無いようにしてください。**誤記入、記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。**
- 15) 「**見積書（学術図書刊行用）**」及び「**発行部数積算書**」は必ず提出してください。なお、「**見積書（学術図書刊行用）**」は、従来の様式に、見積価格の適切性について専門家による検証を行うためのページを追加しています。
- また、「**見積書（学術図書翻訳・校閲用）**」は、翻訳・校閲経費を必要とする場合に提出してください。
- 16) 発行部数については、「**発行部数積算書**」により、発行部数の設定が妥当であるか確認してください。
- 17) 採択後、本科研費により刊行する場合は、書面による出版契約書の締結が必要になります。
- 18) 刊行物の発行後、刊行物の出荷先の一覧表及び出荷した際の伝票の写しを、出版社から徴収していただき、出版契約書の発行部数との確認を行った上で、当該書類を提出することが必要になります。

(3) データベース

応募に必要な書類及び提出部数

応募に必要な書類	提出部数
データベース計画調書	5部(正1部、副4部) 副のうち1部はクリップでとめる
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部) 副のうち1部はクリップでとめる
「経理管理及び監査体制」についての添付資料 (経理関係規則) 学術団体等が応募する場合に該当	5部
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部 15部
応募カード	1部
入力作業委託費見積書	5部(正1部、副4部)
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部)
CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費見積書	5部(正1部、副4部)
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部)
その他の審査資料 (1)利用規程 A (2)検索過程・結果 B (検索開始から検索結果が表示されるまでの画面 上の過程をそれぞれプリントスクリーン等 で印刷し、検索過程における画面上の流れ が分かるようにしたもの。) (3)検索マニュアル c (4)CD-ROM又はDVD-ROM等配布先一覧	各1部

応募書類に含まれる個人情報、科研費の業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、採択された課題については、データベース名、代表者氏名、交付予定額等を公開します。

応募書類作成に当たって留意していただくべきこと

1) 応募に際して、審査希望分野を選定すること

「(4)審査希望分野の選定」(18頁)を参照してください。

2) データベースの名称は、原則として**変更できません**。

3) 画像等の利用については、応募の前に著作権者の**利用許諾**を得ておくこと。

4) 応募書類は「データベース計画調書作成・記入要領」及び「データベース応募カード作成・記入要領」に従い作成してください。

また、計画調書の副は、正(記名押印又は署名したもの)の写しで構いませんが、両面印

刷し、所定の様式どおりに作成してください。

見積書の副は、正（業者から徴したもの）の写しを提出してください。

- 5) 「応募カード」に基づいて審査資料を作成しますので、応募カード作成の際は、所定の様式を日本学術振興会のホームページからダウンロードのうえ、作成記入上の注意に従って作成することとし、計画調書に記載した内容と異なったり、記入漏れ等が無いようにしてください。誤記入、記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。
- 6) 「入力作業委託費見積書」は、平成24年度に入力作業委託費を計上し、かつ、委託費が競争入札を要する契約（入力作業委託に係る契約が、1件につき100万円を超えるもの）に該当する場合には、必ず提出してください。見積書の提出の際は、複数の業者から見積書を徴したうえで、選定した業者の見積書のみ提出してください。
- 7) 「CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費見積書」は、応募する事業期間内のいずれかの年度において CD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成委託費を計上し、かつ、委託費が競争入札を要する契約（CD-ROM、DVD-ROM 等作成委託に係る契約が、1件につき250万円を超えるもの）に該当する場合には、必ず提出してください。見積書の提出の際は、複数の業者から見積書を徴したうえで、選定した業者の見積書のみ提出してください。
- 8) 「その他の審査資料」の「CD-ROM 又は DVD-ROM 等配布先一覧」は、CD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成委託費を必要とする場合には必ず提出してください。
- 9) 「「経理管理及び監査体制」についての添付資料」及び「その他の審査資料」でA4判サイズ以外のものは、A4判に拡大・縮小コピーを行うか、A4判の大きさの台紙に貼り付けるなどして、**A4判に統一してください。**
- 10) 「その他の審査資料」の(1)～(3)については、複数枚ある場合は散逸しないように綴じ合わせ、資料の表紙（1ページ目）右上に丸囲みのアルファベット（A～C）を記載してください。
- 11) 「その他の審査資料」（(4)を除く。）について、やむを得ない事情により**提出できない資料がある場合は、必ず**計画調書の所定の記入欄に、提出できない資料とその理由を記入してください。

(4) 審査希望分野の選定

審査希望分野の選択

応募に際しては、審査を希望する分野について、当該刊行物又はデータベースの内容に照らし最も適切と思われるものを、「平成24年度研究成果公開促進費審査希望分野表」の中から必ず1つ選択してください。（選択した「審査希望分野」で審査されます。）ただし、当該刊行物又はデータベースの内容が複数の分野にまたがる場合、あるいは、「平成24年度研究成果公開促進費審査希望分野表」の「参考となる関連専門分野」に該当するものがない場合（総合・新領域系の専門分野など）は、当該専門分野に最も近いと思われる「審査希望分野」を選択するか、「広領域」として応募してください（「広領域」で審査を希望する場合は、下記「広領域での応募」を参照してください）。

広領域での応募

当該刊行物又はデータベースの内容が広い分野にまたがる場合等は、複数の「系（人文科学系、社会科学系、理工系及び生物系）」の中から、最も適切と思われる「審査希望分野」をそれぞれ1つずつ選択（最大で3分野）してください（選択したそれぞれの「系」、「審査希望分野」で審査されます。）。

ただし、同一の系の中から複数の「審査希望分野」を選択することはできません。

平成24年度 研究成果公開促進費 審査希望分野表

系	審査希望分野	番号	参考となる関連専門分野
人文科学系	哲学	110	哲学・倫理学 中国哲学 印度哲学・仏教学 宗教学 思想史 美学・美術史
	文学 A	120	日本文学
	文学 B	130	ヨーロッパ語系文学 各国文学・文学論 その他文学Aに該当しないもの
	言語学	140	言語学 日本語学 英語学 日本語教育 外国語教育
	史学 A	150	日本史
	史学 B	160	史学一般 東洋史 西洋史 考古学 その他史学Aに該当しないもの
	人文地理学・文化人類学	170	人文地理学 文化人類学・民俗学
社会科学系	法学	210	基礎法学 公法学 国際法学 社会法学 刑事法学 民事法学 新領域法学
	政治学	220	政治学 国際関係論
	経済学	230	理論経済学 経済学説・経済思想 経済統計学 応用経済学 経済政策 財政学・金融論 経済史
	経営学	240	経営学 商学 会計学
	社会学	250	社会学 社会福祉学
	心理学	260	社会心理学 教育心理学 臨床心理学 実験心理学
	教育学 A	270	教育学 教育社会学 特別支援教育
	教育学 B	280	教科教育学 その他教育学Aに該当しないもの
理工系	数物系科学 A	310	数学 天文学 物理学 プラズマ科学
	数物系科学 B	320	地球惑星科学 その他数物系科学Aに該当しないもの
	化学	330	基礎化学 複合化学 材料化学
	工学 A	340	応用物理学・工学基礎 電気電子工学 材料工学 プロセス工学
	工学 B	350	機械工学 土木工学 建築学 総合工学 その他工学Aに該当しないもの
生物系	生物学	410	基礎生物学 生物科学 人類学
	農学	420	農学 農芸化学 林学 水産学 農業経済学 農業工学 畜産学・獣医学 境界農学
	医歯薬学 A	430	薬学 基礎医学
	医歯薬学 B	440	内科系臨床医学 外科系臨床医学 歯学
	医歯薬学 C	450	境界医学 社会医学 看護学 その他医歯薬学A及び医歯薬学Bに該当しないもの

既に採択されている方へ

平成24年度に継続が予定されている課題（以下「継続課題」という。）の取り扱いについては、次のとおりです。

- (1) 継続課題については、応募書類の提出は必要ありません。（なお、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）
- (2) ただし、「学術定期刊行物」「データベース」において、次のような計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類を提出しなければなりません。
 - ・「学術定期刊行物」：刊行回数の変更、当初予定の50%を超える刊行事業費の増減
 - ・「データベース」：当初予定の50%を超える入力レコード数及び事業費の増減この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、継続の内約そのものを取り消すことがありますので、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第二課へ相談してください（43頁「問い合わせ先」参照）。
なお、内約期間（内約額が提示されている年度）を超える事業期間での応募はできません。
また、継続課題の増額応募については、原則として認めません。

研究機関の方へ

研究機関に所属する者（機関管理となる者）は、
「科学研究費助成事業の応募資格を有する者」
「特別研究員奨励費の交付を受けている者」
「 」及び「 」以外で研究機関に所属する者（名誉教授、技術職員、非常勤講師等）」
です。
これらの者が、「学術図書」、「データベース（研究成果データベース）」に応募しようとする場合に該当します。

1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き

ここで言う「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、
1) 大学及び大学共同利用機関
2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
3) 高等専門学校
4) 文部科学大臣が指定する機関（注）
という4類型が定められています。

（注）1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課に御相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

研究機関の廃止又は解散

研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為
その他の規約に関する事項

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を報告しなければなりません。

したがって、科研費に応募する研究機関（既に科研費の継続課題がある研究機関を含む。）については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」を平成23年10月7日（金）までに府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する者の応募が認められませんので、御注意ください。

なお、平成23年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Radの使用に当たっては、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードが必要になります。

また、e-Radを使用したチェックリストの提出方法や様式等については、別途、文部科学省

研究振興局振興企画課競争的資金調整室から、各研究機関（e-Rad に登録された事務代表者のメールアドレス）宛てに電子メールで通知する予定です（通知は下記ホームページにも掲載する予定です。）。

注）チェックリストの提出後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含む）による体制整備等の状況に関する現地調査にご協力いただくことがあります。

< 問い合わせ先 >

（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

（e-Rad への研究機関登録について）

文部科学省府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

0120 - 066 - 877 （受付時間 9:30～17:30 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(3) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。

なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）でも御覧いただけますので、御利用ください。

2 応募書類のとりまとめに当たって確認していただくべきこと

(1) 応募資格の確認

応募書類に記載された応募代表者が、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者（研究者番号を有する者）の場合、科研費の不正な使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者でないことを確認してください。

(2) 応募代表者への確認

応募書類に記載された応募代表者が、この公募要領に定める「公募の内容」及び「応募される方へ」を確認した上で応募書類を作成していることを確認してください。

3 応募書類の取りまとめ

研究機関において、以下の手順に従って計画調書等の応募書類を取りまとめてください。

「計画調書」の確認

以下(ア)～(オ)について確認してください。

(ア) 所定の様式と同一規格であること

(イ) 記入漏れの箇所がないか

(ウ) 計画調書がきちんと両面印刷となっているか

- (エ) 計画調書の左横が糊付けされているか
- (オ) 副本のうち、糊付けせずに左上をクリップ止めしたものが1部作成されているか

「応募カード」の確認

以下(ア)～(エ)について確認してください。

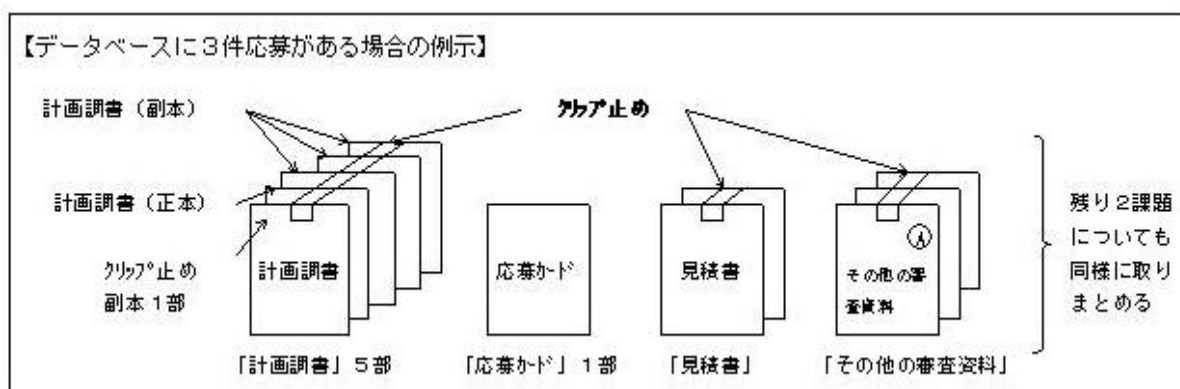
- (ア) 所定の様式と同一規格であること
- (イ) 研究機関名称、機関番号、研究者番号が記入されているか
- (ウ) 計画調書に記載した内容が正しく転記されているか
- (エ) 記入漏れの箇所がないか

応募書類及び提出部数の確認

「応募書類及び提出部数」(各種目の「応募に必要な書類及び提出部数」を参照)が揃っているか確認してください。また、「見積書」及び「その他の審査資料」に課題名、応募者名の記載漏れがないか併せて確認してください。

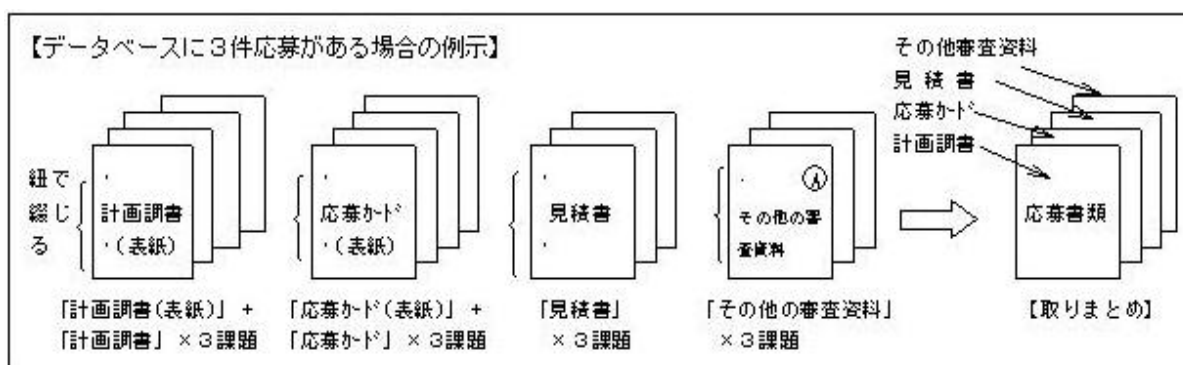
応募課題ごとの「応募書類」の取りまとめ

応募書類は、各課題ごとに必要部数を取りまとめ、上部をクリップで止めること。



種目ごとの「応募書類」の取りまとめ

で各課題ごとに取りまとめた応募書類は、下図のとおり種目ごとに取りまとめ、書類の左側を2穴パンチの上、綴りひもで綴じてください。なお、取りまとめた「計画調書」及び「応募カード」には、種目に対応する表紙(様式T-52、T-53)を付けてください。



「学術図書」の応募課題がある場合にも、上記 の手順を参考に、同様に取りまとめてください。

4 応募書類の提出等

ア) 提出する応募書類

- (a) 「3 応募書類の取りまとめ 種目ごとの「応募書類」の取りまとめ」で取りまとめた応募書類（「計画調書」「応募カード」「見積書」「その他の審査資料」）。
- (b) 応募書類の提出書（様式 T - 5 1）
必要事項を記入の上、提出してください。

イ) 提出方法

< 応募書類を持参する場合 >

応募書類を持参する場合は、次の提出期間内に所定の受付場所に提出してください。
なお、応募書類の提出は1回に限ります。このため、各研究機関においては、応募するすべての種目（応募課題）を取りまとめた上で、一括して提出してください。（一度提出した後は、応募課題を追加提出することはできません。）

【提出期間】

平成23年11月11日（金）～11月16日（水）【土日を除く】

（午前9時30分～正午まで 及び 午後1時～午後4時30分まで【時間厳守】）

受付場所：独立行政法人日本学術振興会 一番町事務室 1階会議室

（一番町 F S ビル内）（予定）

（5頁「（3）応募書類受付会場案内図」を参照してください。）

< 応募書類を送付する場合 >

応募書類を送付する場合は配達が可能である方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）により、**平成23年11月11日（金）～11月16日（水）に到着**するように、余裕を持って発送してください。（封筒等の表には「科学研究費補助金（研究成果公開促進費）計画調書在中」と朱書きし、「機関番号（5桁）」を明記してください。）

なお、送付された応募書類のうち、平成23年11月15日（火）までに発送したことが証明できる場合に限り、11月17日（木）に到着したのものまで受理します。

また、応募書類の提出は1回に限ります。このため、各研究機関においては、応募するすべての種目（応募課題）を取りまとめた上で、一括して提出してください。（一度提出した後は、応募課題を追加提出することはできません。）

郵便等送付先：〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（一番町 F S ビル）

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第二課

「科学研究費補助金（研究成果公開促進費）」応募受付担当

【留意事項】

応募書類の取りまとめ、提出に際しては次の点に留意してください。

応募課題数が多いことにより分割して送付する場合については、すべてを同時に送付するとともに、その個数が分かるようにしてください。

応募書類の提出・受付後に、計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。
提出した応募書類の写を保管しておかなければなりません。

(参考1) 審査等

1 審査

科研費の審査は、提出された応募書類等に基づき、日本学術振興会の科学研究費委員会において行います。「研究成果公開促進費」の審査は、人文科学系、社会科学系、理工系、生物系別の審査会において合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。ただし、学術図書の審査資料である「完成した原稿等の写し」については、審査の結果、不採択となったもののうち応募者があらかじめ返却を希望しているものは、審査結果の通知時に応募者に返却します。

2 審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」（以下、「審査及び評価に関する規程」という。））は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）に掲載しています。

（平成24年度に係る「審査及び評価に関する規程」については、10月上旬頃に本会ホームページにおいて公開する予定です。）

3 審査結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関又は応募(代表)者に文書で通知します。（例年4月頃）

(参考2) 科学研究費補助金取扱規程

〔 昭和40年3月30日
文部省告示第110号 〕

改正 昭43文告309・昭56文告159・昭60文告127・昭61文告156・平10文告35・
平11文告114・平12文告181・平13文告72・平13文告133・平14文告123・平15文告149・
平16文告68・平16文告134・平17文告1・平18文告37・平19文告45・平20文告64・
平22文告177・平23文告93

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 科学研究費補助金の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの
- 2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力をを行う者をいう。

- 6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 7 この規程において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第3条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
 - 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
 - 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業
- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第6条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（前2号に該当する者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2

年間

- 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌1年間
 - 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降5年間
 - 六 不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないこととされた期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、既に交付を受けている科学研究費補助金事業と第6条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。
- 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反して基金助成金の使用を行った補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定が取消された事業（以下「交付決定取消助成事業」という。）を行った研究代表者若しくは研究分担者（前号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消助成事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消助成事業の研究代表者若しくは研究分担者
 - 五 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 六 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者
- 3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下この条において「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
 - 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 四 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

(補助金の交付申請者)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に係る科学研究費補助金(同条第2項に係るものを除く。以下「補助金」という。)の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開(以下「科学研究等」という。)に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第7条 文部科学大臣は、前条第1項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たつては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第8条 前条第1項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第9条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更(文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

- 3 第1項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 文部科学大臣は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第13条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第6条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかつた者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第7条第1項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第3条第2項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第7条第1項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第15条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第16条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

- 第17条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。
- 2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第18条 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したと

きは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第19条 第3条第1項第3号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第20条 この規定に定めるもののほか、補助金の取扱に関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から実施する。

附則（昭和43・11・30文告309）

この規程は、昭和43年11月30日から実施する。

附則（昭和56・10・15文告159）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（昭和60・11・2文告127）

この告示は、昭和60年11月2日から施行し、昭和60年度分以後の補助金について適用する。

附則（昭和61・12・25文告156）

この告示は、昭和61年12月25日から施行し、昭和61年度以降の補助金について適用する。

附則（平成10・3・19文告35）

この告示は、平成10年3月19日から施行し、平成9年度以降の補助金について適用する。

附則（平成11・5・17文告114）

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月11日から適用する。

附則（平成12・12・11文告181）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附則（平成13・4・19・文告72）

この告示は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則（平成13・8・2文告133）

1 この告示は、公布の日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第2条第3号の規定による研究機関である法人及び同条第4号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第2条第4号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附則（平成14・6・28・文告123）

この告示は、公布の日から施行し、平成14年度以降の補助金について適用する。

附則（平成15・9・12・文告149）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第5条第1項、第3項及び第4項の改正規定並びに第6条第2項の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交

付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成16・4・1・文告68）

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項第3号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附則（平成17・1・24・文告1）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第4項及び第5項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成18・3・27・文告37）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19・3・30・文告45）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20・5・19・文告64）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第4条第1項第1号及び第3号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行つた者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（法第2条第3項に規定する補助事業者等をいい、新規程第4条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。）については、適用しない。
- 3 新規程第4条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新規程第4条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22・12・28・文告177）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成23・6・2・文告93）

この告示は、公布の日から施行する。

(参考3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領
（平成15年10月7日規程第17号）

改正 平成16年4月14日規程第9号
改正 平成16年9月10日規程第14号
改正 平成17年2月2日規程第1号
改正 平成17年4月7日規程第7号
改正 平成18年4月14日規程第9号
改正 平成19年4月2日規程第12号
改正 平成20年6月10日規程第9号
改正 平成22年4月19日規程第6号
改正 平成22年9月7日規程第21号
改正 平成23年4月25日規程第18号
改正 平成23年4月28日規程第20号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第18条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第16条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、交付要綱第3条に規定する以下のものをいう。

一 科学研究費のうち次に係るもの

- イ 特別推進研究
- ロ 基盤研究
- ハ 挑戦的萌芽研究
- ニ 若手研究
- ホ 研究活動スタート支援
- ヘ 奨励研究

二 特別研究員奨励費

- 三 学術創成研究費
 - 四 研究成果公開促進費（研究成果公开发表に係るものを除く。）
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 8 この取扱要領において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（補助金の交付の対象）

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第7条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年間
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌1年間
 - 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
 - 六 不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。） 当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、既に交付を受けている事業と第7条第1項に規定する計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。
- 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反して基金助成金の使用を行った補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定が取消された事業（以下「交付決定取消助成事業」という。）を行った研究代表者若しくは研究分担者（前号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者

が参画した交付決定取消助成事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消助成事業の研究代表者若しくは研究分担者

五 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

六 不正行為があったと認定された者

3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者

二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

四 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員

ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第16条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第13条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書又は独立行政法人科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第16条第1項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第18条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第20条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第21条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等

を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

- 3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第22条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年規程第9号）

- 1 この規程は、平成20年6月10日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第5条第1項第1号及び第3号の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第5条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第5条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22年規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成22年規程第21号）

この規程は、平成22年9月7日から適用する。

附則（平成23年規程第18号）

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成23年規程第20号）

この規程は、平成23年4月28日から適用する。

(参考4)平成23年度科研費(補助金・基金分)の交付状況等

1. 平成23年度科研費(補助金分・基金分)の交付状況

(1)新規採択分

平成23年4月現在

研究種目	研究課題数			配分額	1課題あたりの配分額	
	応募	採択	採択率		平均	最高
科学研究費	件 〔 86,714 〕 89,800	件 〔 19,168 〕 25,759	% 〔 22.1 〕 28.7	千円 〔 46,186,270 〕 62,176,350 〔 18,476,025 〕	千円 〔 2,410 〕 2,414	千円 〔 33,200 〕 32,900
特定領域研究	〔 1,063 〕 177	〔 279 〕 80	〔 26.2 〕 45.2	〔 778,600 〕 239,600	〔 2,791 〕 2,995	〔 10,000 〕 3,300
新学術領域研究 *1 (研究領域提案型)	〔 1,365 〕 4,072	〔 346 〕 1,147	〔 25.3 〕 28.2	〔 1,169,200 〕 3,683,150 〔 1,104,945 〕	〔 3,379 〕 3,211	〔 9,000 〕 9,000
基盤研究(A)	〔 2,296 〕 2,180	〔 536 〕 565	〔 23.3 〕 25.9	〔 7,110,100 〕 7,478,000 〔 2,243,400 〕	〔 13,265 〕 13,235	〔 33,200 〕 32,900
基盤研究(B)	〔 9,714 〕 10,127	〔 2,489 〕 2,592	〔 25.6 〕 25.6	〔 13,585,300 〕 14,688,900 〔 4,406,670 〕	〔 5,458 〕 5,667	〔 14,200 〕 14,300
基盤研究(C) *2	〔 31,443 〕 32,177	〔 7,471 〕 9,620	〔 23.8 〕 29.9	〔 10,361,600 〕 15,564,500 〔 4,669,350 〕	〔 1,387 〕 1,618	〔 3,500 〕 4,200
挑戦的萌芽研究 *2	〔 12,505 〕 12,734	〔 1,412 〕 3,809	〔 11.3 〕 29.9	〔 2,250,900 〕 5,916,100 〔 1,774,830 〕	〔 1,594 〕 1,553	〔 3,300 〕 3,400
若手研究(A)	〔 1,941 〕 1,907	〔 343 〕 459	〔 17.7 〕 24.1	〔 2,530,600 〕 3,859,300 〔 1,157,790 〕	〔 7,378 〕 8,408	〔 18,900 〕 21,700
若手研究(B) *2	〔 22,817 〕 22,688	〔 5,578 〕 6,787	〔 24.4 〕 29.9	〔 8,050,500 〕 10,396,800 〔 3,119,040 〕	〔 1,443 〕 1,532	〔 3,600 〕 3,400
奨励研究	〔 3,570 〕 3,738	〔 714 〕 700	〔 20.0 〕 18.7	〔 349,470 〕 350,000	〔 489 〕 500	〔 800 〕 900
研究成果公開促進費	〔 1,155 〕 1,045	〔 515 〕 521	〔 44.6 〕 49.9	〔 1,250,300 〕 1,139,090	〔 2,428 〕 2,186	〔 27,100 〕 26,900
合 計	〔 87,869 〕 90,845	〔 19,683 〕 26,280	〔 22.4 〕 28.9	〔 47,436,570 〕 63,315,440 〔 18,476,025 〕	〔 2,410 〕 2,409	〔 33,200 〕 32,900

(注1) []内は、前年度を示す。

(注2) []内は、間接経費(外数)。

(注3) *1は、平成23年度の新規領域については審査中であるため、継続領域の新規課題のみ計上。

(注4) *2は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成23年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注5) 「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除く。

(2)新規採択+継続分

平成23年4月現在

研究種目	研究課題数			配分額	1課題あたりの配分額	
	応募 件	採択 件	採択率 %		平均 千円	最高 千円
科学研究費	[123,696] 127,403	[56,045] 63,310	[45.3] 49.7	[131,424,243] 149,213,117 【 43,696,954 】	[2,345] 2,357	[274,700] 213,000
特別推進研究 *1	[65] 64	[65] 64	[—] —	[4,926,700] 4,891,900 【 1,467,570 】	[75,795] 76,436	[274,700] 213,000
特定領域研究	[1,848] 599	[1,064] 501	[57.6] 83.6	[7,436,800] 3,206,600	[6,989] 6,400	[112,100] 45,000
新学術領域研究 *2 (研究領域提案型)	[2,125] 5,116	[1,106] 2,191	[52.0] 42.8	[8,785,900] 17,285,350 【 5,185,605 】	[7,944] 7,889	[209,100] 122,400
新学術領域研究 *1 (研究課題提案型)	[160] 78	[160] 78	[—] —	[1,179,000] 540,900 【 162,270 】	[7,369] 6,935	[10,000] 7,900
基盤研究(S) *1	[332] 337	[328] 335	[—] —	[7,197,000] 8,243,100 【 2,472,930 】	[21,942] 24,606	[74,400] 83,600
基盤研究(A)	[3,655] 3,562	[1,878] 1,940	[51.4] 54.5	[17,582,800] 18,059,800 【 5,417,940 】	[9,363] 9,309	[33,200] 32,900
基盤研究(B)	[15,492] 15,983	[8,236] 8,421	[53.2] 52.7	[32,402,200] 33,172,735 【 9,951,820 】	[3,934] 3,939	[14,200] 14,300
基盤研究(C) *3	[47,141] 48,621	[23,142] 26,062	[49.1] 53.6	[23,686,812] 29,056,997 【 8,717,099 】	[1,024] 1,115	[3,500] 4,200
挑戦の萌芽研究 *3	[14,358] 14,576	[3,265] 5,651	[22.7] 38.8	[4,203,770] 7,665,964 【 2,299,789 】	[1,288] 1,357	[3,300] 3,400
若手研究(S) *1	[108] 108	[108] 107	[—] —	[1,527,700] 1,352,100 【 405,630 】	[14,145] 12,636	[27,200] 22,800
若手研究(A)	[2,540] 2,617	[938] 1,165	[36.9] 44.5	[5,075,900] 6,626,303 【 1,987,891 】	[5,411] 5,688	[18,900] 21,700
若手研究(B) *3	[31,281] 31,183	[14,020] 15,274	[44.8] 49.0	[16,170,953] 17,922,189 【 5,376,657 】	[1,153] 1,173	[3,600] 3,400
研究活動スタート支援 *1	[1,021] 821	[1,021] 821	[—] —	[899,238] 839,179 【 251,754 】	[881] 1,022	[1,500] 1,500
奨励研究	[3,570] 3,738	[714] 700	[20.0] 18.7	[349,470] 350,000	[489] 500	[800] 900
研究成果公開促進費	[1,180] 1,084	[540] 560	[45.8] 51.7	[1,368,000] 1,280,990	[2,533] 2,287	[27,100] 26,900
学術創成研究費 *1	[39] 18	[39] 18	[—] —	[2,537,200] 1,208,300 【 362,490 】	[65,056] 67,128	[99,700] 89,500
合計	[124,915] 128,505	[56,624] 63,888	[45.3] 49.7	[135,329,443] 151,702,407 【 44,059,444 】	[2,390] 2,375	[274,700] 213,000

(注1) 本資料は、今年度採択された新規課題に既に採択されている継続課題を加え集計したもの。

(注2) []内は、前年度を示す。

(注3) 【 】内は、間接経費(外数)。

(注4) *1は、平成23年度の新規課題については審査中であるため、継続課題のみ計上。

(注5) *2は、平成23年度の新規領域については審査中であるため、継続領域の新規課題及び継続課題を計上。

(注6) *3のうち、新規課題は基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成23年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注7) 「新学術領域研究(研究領域提案型)」「生命科学系3分野支援活動」、「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除く。

2 平成23年度科研費(研究成果公開促進費)の交付状況

(1)新規採択分

(平成23年4月現在)

種 目	課 題 数			配分額	1 課題当たりの配分額	
	応募	採択	採択率		平均	最高
学術定期刊行物	件 (131)	件 (102)	% (77.9)	円 (329,000,000)	円 (3,225,490)	円 (27,100,000)
	122	94	77.0	282,700,000	3,007,447	23,500,000
学 術 図 書	(719)	(272)	(37.8)	(460,200,000)	(1,691,912)	(6,800,000)
	652	303	46.5	445,590,000	1,470,594	7,900,000
データベース	(209)	(82)	(39.2)	(373,700,000)	(4,557,317)	(27,100,000)
	170	69	40.6	317,900,000	4,607,246	26,900,000
合 計	(1,059)	(456)	(43.1)	(1,162,900,000)	(2,550,219)	(27,100,000)
	944	466	49.4	1,046,190,000	2,245,043	26,900,000

(2)新規採択+継続分

(平成23年4月現在)

種 目	課 題 数			配分額	1 課題当たりの配分額	
	応募	採択	採択率		平均	最高
学術定期刊行物	件 (142)	件 (113)	% (79.6)	円 (396,900,000)	円 (3,512,389)	円 (27,100,000)
	138	110	79.7	353,500,000	3,213,636	23,500,000
学 術 図 書	(725)	(278)	(38.3)	(472,300,000)	(1,698,921)	(6,800,000)
	661	312	47.2	458,990,000	1,471,122	7,900,000
データベース	(213)	(86)	(40.4)	(383,800,000)	(4,462,791)	(27,100,000)
	181	80	44.2	350,500,000	4,381,250	26,900,000
合 計	(1,080)	(477)	(44.2)	(1,253,000,000)	(2,626,834)	(27,100,000)
	980	502	51.2	1,162,990,000	2,316,713	26,900,000

- 注) 1. 研究成果公开发表は除く。
2. 上段()内は、前年度の数值である。

問い合わせ先

- 1 この公募に関する問い合わせは、下記に照会してください。

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（一番町F Sビル）
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部
研究助成第二課 成果公開・普及係
電話 03-3263-4926, 1699, 4920（直通）

- 2 この公募要領に記載されている内容は、日本学術振興会のホームページでご覧いただけます。
また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会の科学研究費助成事業ホームページ
<http://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>